
令和5年度 事業計画

 社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会

令和5年度 中区社会福祉協議会 事業計画目次

令和5年度 中区社会福祉協議会 事業推進方針	2
------------------------	---

I みんなで支えあう地域づくりのために

1 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業の推進	4
2 地区社協活動への支援	4
3 生活支援体制整備事業	5
4 地域ケアプラザとの連携・支援	5
5 中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！の推進	6
6 各種助成金	6
7 企業や社会福祉法人など多様な主体との連携	7

II ボランティア活動の活性化、福祉教育の推進

1 ボランティアセンターの運営	7
2 福祉教育の推進	8
3 災害ボランティア活動への取組	8
4 善意銀行の運営	8
5 中区福祉保健活動拠点なかふくの運営	8

III 福祉ニーズを持つ人や団体への支援

1 あんしんセンターの運営	9
2 移動情報センター事業	9
3 生活困窮者への支援	10
4 生活福祉資金貸付事業	10
5 小災害見舞金	10
6 各団体と連携した取組	10

IV 法人運営

1 福祉の啓発・広報活動	11
2 相談・苦情・ご意見	11
3 本会の運営基盤の強化	12
4 6団体事務の運営	12

《本書の構成》

事業計画の各項目については「第4期中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！」のどの区分に該当するののかについて、以下の番号で表示します。

計画推進の柱 I 見守り力を高める「えん結び」 II 健康づくりの「元気いっぱい」
地域活動を推進する3つの土台 ①人財 ②交流 ③情報

また重点取組に該当する項目には**重点**と表示します。

令和5年度 中区社会福祉協議会 事業推進方針

新型コロナウイルス感染症の影響が長く続いてきましたが、地域でも徐々に様々な活動が実施されてきました。本会では、人々がつながり・支えあう様々な活動の重要性を基本とし、コロナ禍であっても「新しい生活様式」に対応した方法によって、様々な人・団体が安心していきいきと暮らせる地域社会が実現されるように支援します。身近な場所でも、離れていても、誰もが取り残されない地域づくりを目指し、令和5年度の事業計画を組織的に推進します。

令和5年度に中間期となる中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」では、本会は、区役所、地域ケアプラザなどの支援機関と協働して地域、福祉活動を支援していきます。

また、本会としては、一人ひとりの困りごとを地域と一緒に解決し、社会福祉協議会の基本的な役割である「身近な地域でつながり支えあう地域づくり」を地区社協とともに広めていきます。

なお、コロナの影響を受ける中の業務は従来に増して柔軟な対応が求められます。より区民の期待に応えられるように、適正な業務執行を踏まえつつ現状に即した業務に取り組みます。そのために、相談や指摘がしやすい「風通しのよい環境づくり」を進めます。

【重点取組】

1 「身近な地域のつながり・支えあい」活動の推進

職員全員が「身近な地域でつながり支えあう」視点を持ち、困りごとを抱えた人を地域で支えるとともに、困りごとを抱えた人を支える地域づくりを進めます。

特に区社協に来ている困りごと相談と地域で進めている福祉活動が結びつくような調整に力を入れていきます。

2 地区社協活動の推進

担い手が増えていく工夫を地区社協とともに考え、多くの住民が地域福祉活動に参加できる環境作りを進めていきます。

そのために、地区社協の会議等に参加し、研修、助成金といった相談を受ける中で支援していきます。

3 地域福祉保健計画の推進

第4期地域福祉保健計画「区計画」及び「地区別計画」を推進します。また、計画の周知と推進を区役所・地域ケアプラザと協働して進めます。

「区計画」では計画全体の方向性が確認できるように、「地区別計画」では各地区が主体となって地域活動に取り組めるよう支援します。

4 災害時におけるボランティア活動の推進

「中区災害ボランティア連絡会」とともに災害時に設置される「中区災害ボランティアセンター」が着実に運用できるように、ICTの活用も含めた研修と訓練を行います。

5 権利擁護事業の推進

権利擁護事業サービスを必要とする人が利用につながるように、既存ケースの整理と関係機関との連携を強化していきます。特に、地域ケアプラザとの連携については、日頃の連携に加え、包括カンファレンス等へ積極的に参加して対象者の早期発見に努めます。

6 人材育成

地域支援を進めていくために、地域、支援機関からの相談に的確に対応ができ、地域のニーズをスムーズに地域、支援機関につなげることのできる職員の育成に取り組みます。

7 コンプライアンスの取組強化

区民からの信頼をさらに得ていくために、一人ひとりが適正な業務執行に取り組み、規定等に即して対応します。また、「なんか変!」「まいった」を放置せず、相談や意見がしやすい「風通しのよい環境づくり」を進めます。

<中なかいいネ！ 活動の“2本の柱”>

I 見守り力を高める「えん結び」

お互いに関心を持ち、みんなで暮らしの困りごとの解決に取り組みましょう

II 健康づくりの「元気いっぱい」

みんなでこころとからだの健康づくりに取り組みましょう

<中なかいいネ！ 地域活動を推進する3つの土台>

①仲間を増やす**人財**

困りごとの解決に向けて協働する人財を育成・発掘します

②**交流**することで気づく

周りの人に関心を持ち、他の団体の活動趣旨や困りごとに気づきます

③**動機**づけとなる**情報**

暮らし続けるためにそのまちのことを知ります

I みんなで支えあう地域づくりのために

1 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業の推進 **重点**

地域で見守りや支えを必要とする方や、制度の狭間で支援に結びついていない人など、様々な生活課題を抱えている人たちを深刻な状況になる前に発見し、見守り支えあえる地域づくりを住民の皆さんとともに進めます。地区社協、地域ケアプラザや区役所等の関係機関と本事業の考え方の理解をともに深め、地域課題に沿った取組を行います。

また、これらの取組を進めていく上で、本会全職員は本会が実施する全ての業務が地域づくりにつながり互いに関係し合っているという共通認識を持ち、一丸となって推進していきます。

2 地区社協活動への支援 **重点**

[サービス区分・予算額：地区社協活動支援事業、共同募金配分事業・4,060千円]

地区社協の目的である「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目指して、分科会、研修会の実施、また助成金の交付等を行うとともに、職員が各地区社協を担当し、地区社協の活動を支援します。

コロナ禍においても新しい生活様式に対応した方法によって、これまで地域で取り組んできた活動が継続されるための検討を地区社協の皆さんとともに進めます。また、様々な人や団体が地区社協活動につながる工夫についても、地区社協の皆さんと考えていきます。

(1) 地域見守り活動の支援 I②

ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域での見守りを進める仕組みづくりを進めます。また、その一環として“みまもり安心グッズ「おふくろさん」”を地区社協、民生委員・児童委員、自治会町内会協働でひとり暮らし高齢者等に配付します。

(2) 各地区社協活動の情報発信 I③・II③

各地区社協で取り組まれている地域活動情報を本会のホームページや広報紙等で広く発信します。また各地区社協の活動内容が地区の住民に伝わるように、広報紙（地区社協だより等）づくりや周知方法について支援します。

(3) 地区社協分科会・実務担当者会議の実施 I③・II③

13地区社協の会長が参加する分科会及び事務局長等実務担当者による会議を開催し、各地区社協活動の情報交換、福祉課題の検討等を行います。

- ・実施回数 年6回（奇数月に開催）

(4) 地区社協研修会の実施 I②・I③・II②・II③

地区社協関係者を対象に、地区社協の役割や機能について、また市内外の先駆的事例を学ぶ研修を行います。

(5) 地区社協活動助成金等の交付〈重点1〉 I①・I②・I③・II①・II②・II③

地区社協の運営と活動の推進を目的として各種助成金等を交付します。

- ①地区社協活動運営費（1地区50,000円）
- ②地区社協活動助成金（1地区上限220,000円）
- ③世帯会費還元金（世帯会費納入額の30%）

3 生活支援体制整備事業

[サービス区分・予算額：福祉活動推進事業・200千円]

「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指して、区役所、地域ケアプラザ、関係機関等と連携を図り、多様な主体が連携、協力する地域づくりに取り組みます。

(1) 協議体の開催 I①・I②

関係機関をはじめ住民主体の活動団体やNPO法人、企業・商店、社会福祉法人等多様な主体が情報共有や地域課題の検討を行い、必要な社会資源の創出等に取り組むための協議体を開催します。

また、主に地域ケアプラザエリアや連合エリアを単位として実施されている協議体に、必要に応じて本会職員（第1層生活支援コーディネーター等）が参加します。

(2) 第2層生活支援コーディネーターとの連携

日常生活圏域を活動エリアとする地域ケアプラザの第2層生活支援コーディネーターと連携しながら、一体的に地域支援に臨みます。

また、情報提供や研修の実施等を通じて第2層生活支援コーディネーターを支援します。

(3) 生活支援コーディネーター連絡会の開催 I①・I②・I③

区域・日常生活圏域の情報や課題を共有し、地域の状況に合わせ生活支援・介護予防等に関する地域活動を推進するため、生活支援コーディネーター、区役所、区社協による連絡会を開催し、一体的な地域支援に向けて連携を進めます。

(4) 生活支援・介護予防サービスの充実 II②

高齢者の個々の生活ニーズや介護予防に焦点をあてた地域づくりを進めるために、住民主体の活動団体をはじめNPO法人・企業など、多様な主体による必要な活動・サービスが展開できるよう支援します。

4 地域ケアプラザとの連携・支援

[サービス区分・予算額：福祉活動推進事業 82千円]

住民にとって身近な福祉の相談窓口である地域ケアプラザとは、5職種会議や定例カンファレンスに参加する等により密に連携し、一体的に地域支援を進めます。

また、それぞれが持つ情報を共有し、福祉教育、権利擁護事業や障害に関する啓発等について、相互に協力しながら地域展開を図ります。

(1) 地域活動・交流コーディネーター連絡会の開催 I①・I②・I③

地域活動・交流コーディネーターは全世代を対象として支えあいのまちづくりを進めていますが、本会では各地域ケアプラザの地域活動・交流コーディネーターがこれまで以上に活動しやすい環境づくりを目指して、次の取組を行います。

① 地域活動・交流コーディネーター連絡会の開催

区域・日常生活圏域の情報を共有し、地域の実情に合った福祉保健活動を推進するとともに、地域支援に関わる職員のスキルアップ等を図るために、地域ケアプラザ・区役所・区社協や関係機関職員等による連絡会を開催し、一体的な地域支援に向けて連携を進めます。

② 研修会等の実施

地域活動・交流コーディネーターが業務をより効果的に進めていくためのスキル取得・知識向上を目的として、研修等を実施します。また、生活支援コーディネーター、本会職員等が合同で参加する機会も設け、お互いの取組や課題の共有を行い、連携を進めます。

(2) 関連会議への参加 I②・I③

地域ケアプラザや関係機関等との連携を進めるとともに、地域支援についての具体的な情報交換や支援方針の共有を目的として、関連の会議に参加します。

・中区施設長会議、社会福祉職会議、地域包括支援センター連絡会、地域ケア会議等

5 中区地域福祉保健計画 中なかいいネ! の推進 **重点**

本会が取りまとめる中区地域福祉活動計画と一体的に策定した第4期「中区地域福祉保健計画 中なかいいネ!」について、計画の柱立てに沿った取組の推進、地区別計画の支援を行います。

(1) 計画の推進

計画の推進を目的に「中なかいいネ! 推進会議」を開催します。また、活動発表会等の開催を通して、計画の周知に取り組みます。また、地区別計画の推進に向けては、区役所、地域ケアプラザと地域支援チームを構成し、各地区を支援します。地域支援チームでは、地区の情報共有、支援方法等の検討、振り返り等を行います。

(2) 計画の進捗確認・振り返り

中なかいいネ! 事務局会議等を通して、区役所、地域ケアプラザとともに、計画の取組状況の進捗確認、振り返り、課題整理等を行います。

6 各種助成金

〔サービス区分・予算額：地区社協活動支援事業、共同募金配分事業、善意銀行運営、中区社協助成金配分事業・9,868千円〕

より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業、並びに高齢者を見守り支えあえるまちづくりを目指して、地域で高齢者を支援する活動に対して各種助成金を配分します。

(1) なかくふれあい助成金 I①・I②・II①・II②

主に中区内で進められている身近な地域の支えあい活動や障害当事者活動の継続実施を支援し、さらに新たな課題に対応する住民主体の活動を促進するため「なかくふれあい助成金」制度を運営します。

(2) 中区社会福祉協議会助成金

障害当事者団体、及び地域活動ホーム、地域活動支援センター、グループホーム等へ備品の購入、または設備等の設置、修理にかかる経費を助成します。

(3) 高齢者福祉基金助成金 I①・I②・II①・II②

主に中区内で進められている高齢者支援の活動や取組を支援していくため「中区高齢者福祉基金助成金」制度を運営します。助成にあたっては各地区社会福祉協議会との連携を要件のひとつにする等、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを進めます。

7 企業や社会福祉法人など多様な主体との連携 I ①・II ①

多様な主体の参加による地域支援を進めていくため、特に企業や社会福祉法人の皆さんがそれぞれの長を活かしながら身近なエリアで役割を果たせるよう、支援を行います。

II ボランティア活動の活性化、福祉教育の推進

1 ボランティアセンターの運営

〔サービス区分・予算額：福祉保健活動拠点運営・15,953千円〕※「5 中区福祉保健活動拠点なかふくの運営」を含む福祉・保健活動の担い手であるボランティアの育成・支援、ボランティア団体の活動支援を行います。また、多くの区民がボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動への参加につながる取組を行います。

(1) 中区ボランティアセンターの運営 I ①・I ③・II ①・II ③

① ボランティアに関する相談・紹介業務

ボランティアに関する様々な相談に対応します。また、地域や関係機関等へ出向き、相談を受けやすい関係づくりを進めます。相談を通じて、新たな人材の発見や地域課題の解決に結び付けます。

② ボランティアに関する情報の提供

中区ボランティア連絡会と協働でボランティア募集や講座情報等を掲載したボランティア情報紙を発行し、ボランティア登録者への送付や区民利用施設に配架します。また、本会ホームページや拠点内に設置した情報コーナー等を活用した情報提供を行います。

③ ボランティア活動の支援

活動の継続や、他機関・団体との連携を支援し、情報交換や研修等の機会を提供します。また、ボランティア活動者等が安心して活動ができるよう、ボランティア活動保険・行事用保険の受付を行います。

(2) ボランティアの育成・支援 I ①・I ②・II ①・II ②

① 初めてボランティアをする人を対象とした事業の実施

「ちょっとだけボランティア・プロジェクト」の開催等、初めてボランティアをする人でも参加しやすいボランティア活動を提供します。

② テーマ型ボランティア講座

拠点登録団体や地域団体と連携し、個々の興味に沿って参加ができるテーマ別の入門講座を実施します。

③ 生活支援ボランティアの活動支援

区内で活動する生活支援ボランティア団体の連携や情報共有を進めます。また、生活支援体制整備事業との協働により、各地区の生活支援ボランティアニーズを把握し、それに対応できるボランティアの育成・支援を行います。

(3) 中区ボランティア連絡会の活動支援

ボランティア連絡会定例会の開催や事業実施等を支援します。

(4) ボランティアセンター運営委員会の開催（年3回）

ボランティアセンターの適正な運営を図ることを目的に、ボランティアセンター事業の計画並びに進行管理、善意銀行寄託金の配分等を審議する場として運営委員会を開催します。

2 福祉教育の推進

[サービス区分・予算額：ボランティアセンター事業・10千円]

思いやりや助けあいの大切さが多くの人々に理解されるよう、学校や地域、企業等を対象に、福祉に関する学びや理解を深める取組を行います。

(1) 福祉教育の相談調整・支援 I①・II①

学校や企業での福祉教育の企画及び実施について相談受付、講師の調整・紹介・派遣及び、教材・機材の貸出等を行います。

(2) 福祉教育体験講座 I①・I②

区内在学・在住の小・中学生を対象に、拠点登録団体や区内ボランティアグループ、福祉施設と協働し、障害者理解・国際理解、自己の認識や普段気づかない視点等に気づくきっかけとして、福祉教育体験講座を実施します。

(3) 福祉教育用福祉用具の整備 I①・I③

福祉教育への活用を目的に福祉用具・機材の保守整備を行うとともに、必要に応じて購入し、充実を図ります。

3 災害ボランティア活動への取組 **重点**

[サービス区分・予算額：ボランティアセンター事業180千円]

災害ボランティア連絡会と協働し、災害発生時の中区災害ボランティアセンターの設置・運営、及び平常時からの災害ボランティアの普及・啓発等を目的とする取組を行います。

(1) 災害ボランティア講演会・勉強会の開催 I①・I③

災害ボランティア連絡会と協働し、災害ボランティア活動及び減災への啓発を目的として、災害ボランティアに関わる講演会・勉強会を開催します。

(2) 災害ボランティアセンター運営訓練の実施 I①・I②・I③

中区の被災を想定し、災害ボランティアセンター設置及び運営に関する訓練を中区災害ボランティア連絡会とともに実施します。

4 善意銀行の運営 I②・II②

区民や企業へ金品寄付についての周知を行います。お預かりした金品は区内で地域福祉を推進する活動を行っている施設や団体へ配分します。

5 中区福祉保健活動拠点なかふくの運営

中区福祉保健活動拠点なかふくの指定管理者として、地域における区民の自主的な福祉活動又は保健活動のための施設の提供や、福祉・保健活動の担い手であるボランティアの育成・支援を行います。

運営にあたっては運営基本方針を策定し、誰もが安心かつ安全に利用できるよう施設管理に取り組めます。

(1) 各部屋の貸出 I②・I③・II②・II③

ボランティア活動団体や当事者団体等が適切に会場を利用できるよう施設を運営します。拠点利用に向けた周知活動にも取り組み、特に稼働率の低い時間帯や点字製作室、対面朗読・編集室の利用方法については、他機関と連携したPR強化、活用方法の提案を行う等、稼働率向上を目指します。

(2) メールボックス、ロッカーの貸出

拠点登録団体の事務作業・情報交換等を円滑に推進するため、メールボックス及びロッカーを貸し出します。

(3) 施設・設備の充実

拠点登録団体が使用できるパソコン、コピー機、印刷機やプロジェクター等を備品として揃え、より利用しやすい環境を整備します。

(4) 利用調整会議の開催 I②・II②

ボランティア活動の更なる広がりを目指して、貸出の調整・登録団体の交流等の機会として利用団体調整会議を開催します。

Ⅲ 福祉ニーズを持つ人や団体への支援

1 あんしんセンターの運営 **重点** I①・I②

[サービス区分・予算額：権利擁護事業・244千円]

日常的な金銭や財産関係書類の管理に不安がある高齢者や障害のある方を対象に、生活や金銭管理などの相談に応じ、契約に基づきサービスの提供を行います。

区内の地域包括支援センター等と連携しながら、対象者の増加や多様化に対応するため、権利擁護や成年後見制度等の周知や円滑な利用促進を目的に研修会等を実施します。また、横浜生活あんしんセンター（横浜市社協）と連携し、市民後見人の養成に取り組みます。

2 移動情報センター事業

[サービス区分・予算額：移動情報センター事業、ガイドボランティア事業・10,964千円]

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて、支援制度のご案内や、サービス事業者等（移動支援事業所、タクシー事業者、地域のボランティア等）の紹介、コーディネートを行います。

(1) 相談窓口の運営 I②・I③

通学、通所、その他移動に関する相談に応じ、移動の制度についての情報提供や移動支援に関する事業所とのコーディネートを行います。

(2) 移動支援に関わる人材育成 I①・I③

関連機関と協力し、障害理解の啓発並びにニーズに対応するための移動支援に関わるボランティア養成講座を開催します。

(3) 広報啓発活動 I③

「中区移動情報センター通信」を発行し、学校、地域ケアプラザ、障害者作業所、グループホーム、事業所等、関係団体に配布していきます。

(4) 推進会議の開催（年3回） I②・I③

障害当事者団体、教育機関、事業所等で構成する推進会議を開催し、事業の現況等に関する意見交換を行い、事業の推進を図ります。

(5) ガイドボランティア事務取扱 I①

障害のある方の外出付き添いボランティアに対し奨励金が支払われる「横浜市ガイドボランティア事業」の事務取扱を行います。

3 生活困窮者への支援 I①・I③

[サービス区分・予算額：共同募金配分事業・20千円]

生活困窮等により食支援が必要な方々に食料等を提供します。また、食の支援を通じて、生活全般の困りごとを把握し、必要に応じて関係機関や地域につないでいきます。

4 生活福祉資金貸付事業

[サービス区分・予算額：法人運営・5,496千円]

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に資金の貸付と相談支援を行います。

(1) 生活福祉資金貸付 I①・I③

低所得者世帯や高齢者世帯、障害者世帯を対象に、生活の自立を目的とした貸付事業を民生委員の協力のもと行います。

(2) 総合支援資金貸付 I①・I③

中区生活困窮者自立相談支援機関及びその関係機関と連携し、失業等により生活に困難を抱えている方を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的に貸付を行います。

(3) 臨時特例つなぎ資金 I①・I③

中区生活支援課及びその関係機関と連携し、離職者を支援するための公的給付制度（失業等給付、住宅確保給付金等）又は公的貸付制度（求職者支援制度等）を申請している住居のない離職者に対して、当該給付、貸付金等の交付を受けるまでの当面の生活費の貸付を行います。

(4) 生活困窮者自立相談支援事業関係機関との連携と協力 I①・I③

「生活困窮者自立支援法」を踏まえ、貸付が有効に機能するよう、中区生活困窮者自立相談支援機関及び関係機関と連携を図り、生活支援に取り組みます。

5 小災害見舞金

[サービス区分・予算額：共同募金配分事業・400千円]

火災、風水害等の災害により住家に被害を受けた罹災世帯に見舞金を支給します。

6 各団体と連携した取組

[サービス区分・予算額：善意銀行運営、共同募金配分事業・681千円]

区内で活動されている各団体に対して、活動における知識習得、情報交換、取組の充実、連携強化を目的に、連絡会の開催等を行います。

(1) 中区老人クラブ連合会との連携 I①・II①

区内老人クラブ関係者と地域の高齢者を支援する人々が一堂に会し、表彰や活動発表を行う中区老人福祉大会の共催等、活動を支援します。

(2) 中区障害者団体連絡会等障害団体との連携 I①・I②・I③

中区障害者団体連絡会（区障連）と協働し、災害に備えた取組の検討、地域交流イベントの実施、障害者施設が作った自主製品の販路拡大に取り組みます。

また、障害者自立支援協議会等会議への参加、障害者後見的支援室との連携を通して、障害者が地域で安心して暮らし続けていくための支援体制づくりに取り組みます。

(3) 中区子ども食堂ネットワークの開催 I②・I③

中区内で活動する子ども食堂運営団体をつなぐ「中区子ども食堂ネットワーク」を運営します。団体間の情報共有や意見交換の他、区民への周知について検討していきます。

IV 法人運営

1 福祉の啓発・広報活動

[サービス区分・予算額：法人運営、共同募金配分事業・2,435千円]

(1) 第39回中区社会福祉大会（社会福祉功労者表彰式）I①・I②

長年にわたり中区内において社会福祉に功労があった個人・団体の方々に対して、その功績を称え、表彰式を行います。

(2) 区民への情報提供 I③・II③

広報紙やホームページを通じて、区民への福祉啓発・情報提供を行います。

さらに、タウン紙・広報よこはま中区版の他、各種イベントへの参加等様々な機会を活用して情報提供に努めます。

- ・広報紙「社協瓦版 ふくしなか」 年2回発行
- ・区社協ホームページでの情報提供
- ・タウン紙・広報よこはま中区版、各種イベントにおける情報提供

2 相談・苦情・ご意見

(1) 相談

本会の業務全般を通して随時相談に対応し、解決手段や適切な情報提供を行います。

(2) 苦情解決

本会の事業やサービスに関するご要望や苦情を受け付け、適切な対応をするとともにサービスの向上を図ります。

(3) 窓口満足度調査

本会の窓口等を利用される方にアンケート調査を行い、結果をもとにサービス改善・向上を図ります。

(4) ご意見箱の設置

館内及び横浜市社協ホームページにご意見箱を設置し、いただいたご意見を事業運営に活かします。

3 本会の運営基盤の強化

(1) 会員活動の活性化 I②・I③

本会が行う各種事業の実施体制を強化することを目的として、部会、分科会により会員相互が連携し区内における課題把握と解決に取り組みます。

(2) 職員の育成 **重点**

地域福祉の推進を担う本会職員として「身近な地域でのつながりづくりや支えあい」の必要性を認識し、更なる資質向上を目指します。また、横浜市社協及び他機関が実施する外部研修にも職員を派遣します。

(3) コンプライアンスの推進 **重点**

区民の皆さんからの信頼をより高められるよう、適正な業務執行に取り組み、相談や意見がしやすい「風通しのよい環境づくり」を進めます。

4 6団体事務の運営 I①・I②

下記の福祉関係6団体の事務局を担います。

- ・日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部中区地区委員会
- ・中区安全安心推進協会 ・神奈川県共同募金会中区支会
- ・中保護司会 ・中区更生保護女性会 ・中区遺族会